

# 答えるがすこい浮かびますか?

## 遺留分減殺請求の時効

孫への贈与と子供への特別受益は

お客様からよく質問を受けること&お客様がご存じないことを表に挙げてみました。時々浮かびますか?

**[A1]** 遺留分減殺請求の時効  
は、遺留分権利者が相続開始を知った時から1年間かつ減殺すべき贈与

**[A2]** 平成22年4月1日

に施行された保険法

で、契約時に定めた保険

金受取人の変更方法につ

いては、新たに「遺言に

ある方法」が加わりまし

た。遺言で保険金受取人

を変更する場合は、(1)契

約者が被保険者の同意を

得ていること、(2)法律上

有効な遺言であることな

どが必要です。

\*生命保険会社に変更

の通知(遺言の場合、相

続人が通知)が到着する

前に、変更前の受取人に

お問い合わせください。

お問い合わせください。